

# 料金表

## 通則

### (料金の計算方法)

1. 当社は、ひかり de トーク (S) 契約者がそのひかり de トーク (S) 契約に基づき支払う月額料金は暦月に従って計算します。
2. 当社は、次のいずれかに該当する場合は、月額料金をその利用日数に応じて日割します。  
ただし、第 1 表第 1 (月額料金) に特段の定めがある場合は、その定めによるものとします。  
(1) 暦月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合、改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。  
(2) 第 2 7 条 (月額料金の支払義務) 第 2 項第 3 号所定の事由に該当するとき。
3. 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 2 7 条 (月額料金の支払義務) 第 2 項第 3 号の 1 の料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
4. 当社は、ひかり de トーク (S) 契約者がそのひかり de トーク (S) 契約に基づき支払う通信料金は、料金月 (1 の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。) から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。この約款及び料金表において、以下同じとします。) に従って計算します。ただし、ひかり de トーク (S) 契約者から請求があったとき、その他当社が必要と認めるときは、その音声通信 (当社が別に定めるものに限り) に係る通信料金について、随時に計算することがあります。
5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の規定の起算日を変更することがあります。

### (端数処理)

6. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
この場合において、第 1 (月額料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### (料金の支払い)

7. ひかり de トーク (S) 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関又はひかり de トーク (S) 取扱所等において支払っていただきます。

### (料金の一括払い)

8. 当社は、当社に特別の事情がある場合は、前項の規定にかかわらず、ひかり de トーク (S) 契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

9. 第27条(月額料金の支払義務)乃至第29条(工事費の支払義務)の規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。))以下同じとします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は、消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)を併記します。

(注) 当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

10. 前項の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、ひかり de トーク (S) 契約者への請求額とこの約款に定める税込価額が異なる場合があります。

11. 第9項の規定にかかわらず、国際通信に係るものについては消費税相当額を加算しないものとします。

(料金等の臨時減免)

12. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のひかり de トーク (S) 取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

## 第1表 料金

適用月額料金の適用については、第27条(月額料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

(1) 音声通信番号及び利用者番号の付与については次の通りとします。

ひかり de トーク (S) に係るもの

1 契約について1の音声通信番号を付与するもの

(2) ユニバーサルサービス料の適用

ア 当社は、ひかり de トーク (S) に係る音声通信番号について、1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定する(4)ユニバーサルサービス料(事業法に定める基礎的電気通信役務の

提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。

イ ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社がひかり de トーク (S) 契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。

ウ 当社はユニバーサルサービス料について、通則2に規定する日割を行いません。

### (3) 電話リレーサービス料の適用

ア 当社は、ひかり de トーク (S) に係る音声通信番号について、1の音声通信番号ごとに2(料金額)に規定する(5)電話リレーサービス料(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用円滑化に関する法律施行規則(令和2年省令第110号)により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。)を適用します。

イ 電話リレーサービス料は、別に定める暦月の末日において当社がひかり de トーク (S) 契約者に付与している音声通信番号に限り適用します。

(注) 別に定める暦月は、当社ホームページ等で定めます。

ウ 当社は電話リレーサービス料について、通則2に規定する日割を行いません。

### (4) 複数の付加機能を同時に利用している場合の付加機能使用料の適用

ア 当社は、ひかり de トーク (S) 契約者から複数の付加機能(当社が次表において指定するものに限り、以下「指定付加機能」といいます。)について同時に申し出があった場合に、2料金額(4)付加機能使用料に定めるそれぞれの料金額に代えて、次表に定める料金額(指定付加機能に係る付加機能使用料の合計額とします。)を適用します。

#### 指定付加機能の組合せ

(ア) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、自動着信転送機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能

料金額(1契約ごとに月額)990円(税抜900円)

(イ) 通信中着信機能、自動着信転送機能及び迷惑通信おことわり機能

料金額（1契約ごとに月額） 693円(税抜630円)

(ロ) 発信電気通信番号表示機能、通信中着信機能、迷惑通信おことわり機能及び発信電気通信番号通知要請機能

料金額（1契約ごとに月額） 880円(税抜800円)

(エ) 通信中着信機能及び迷惑通信おことわり機能

料金額（1契約ごとに月額） 583円(税抜530円)

#### 備考

当社は、ひかり de トーク (S) 契約者が指定付加機能のうち全て或いは一部の付加機能を廃止した場合は、その廃止を当社が承諾した日の属する暦月の末日においてこの適用の取り扱いを終了するものとします。

### 1. 料金額

#### (1) 基本料

ひかり de トーク (S) に係るもの

(区分) ひかり de トーク (S) に係るもの

(単位) 1の契約ごとに

(月額) 1契約目：1,430円(税抜1,300円)

(内、880円(税抜800円)はONU【インターネット通信機器】利用料、550円(税抜500円)は電話利用に伴うTA【ターミナルアダプタ】を含む電話サービス利用料金となります。但し、当社の指定するインターネット回線と同時利用の場合、ONU利用料はインターネット接続サービス利用料金に含まれるため、550円(税抜500円)となります。尚、当社の指定するインターネット回線は、当社提供役務ではない場合もございます。)

2契約目：550円(税抜500円)

3契約目：550円(税抜500円)

#### (2) ユニバーサルサービス料

(区分) ユニバーサルサービス料

(単位) 1の音声通信番号ごとに

(料金額月額) 支援機関ホームページをご確認ください。

(<https://www.tca.or.jp/universalservice/>)

#### (3) 電話リレーサービス料

(区分) 電話リレーサービス料

(単位) 1 の音声通信番号ごとに

(料金額月額) 支援機関ホームページをご確認ください。

([https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/))

#### (4) 付加機能使用料

##### 1 限定通信機能

(区分)

利用者が予め指定した地域のみ通信を行うことができる機能をいいます。

(備考)

(1) ひかり de トーク (S) 契約者が、当該ひかり de トーク (S) 契約において、その端末回線を指定するときに限り提供します。

(2) 当社は、1 の端末回線ごとに、1 の機能を提供します。

(3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

##### 2 発着信専用機能

(区分)

あらかじめ指定した端末回線について発信専用又は着信専用とする機能をいいます。

(備考)

(1) ひかり de トーク (S) 契約者が、当該ひかり de トーク (S) 契約において、その端末回線を指定するときに限り提供します。

(2) 当社は、ひかり de トーク (S) については1の端末回線ごとに、1の機能を提供します。

(3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

##### 3 発信電気通信番号非通知機能

(区分)

あらかじめ指定した端末回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）について、その音声通信番号を着信先の端末回線又は契約者回線等へ通知しないようにする機能をいいます。

(備考)

(1) ひかり de トーク (S) 契約者が、当該ひかり de トーク (S) 契約において、その端末回線を指定するときに限り提供します。

(2) 当社は、ひかり de トーク (S) については1の端末回線ごとに、1の機能を提供します。

(3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

#### 4 発信電気通信番号表示機能

(区分)

ひかり de トーク (S) 契約者の端末回線へ通知される発信電気通信番号等（発信に係る電話番号等（音声通信番号を含みます。以下同じとします。）その他当社及び協定事業者が別に定める番号をいいます。以下同じとします。）を受信することができる機能をいいます。

(単位)

1 の契約ごとに

(料金額月額)

440円(税抜400円)

(備考)

- (1) ひかり de トーク (S) 契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、ひかり de トーク (S) については1の契約ごとに、1の機能を提供します。
- (3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

#### 5 通信中着信機能

(区分)

利用者があらかじめ指定した端末回線について、その回線が通信中である場合に他から着信があることを知らせ、その端末回線に接続されている端末設備のフックボタン等の操作により、通信中の通信を保留にし、その着信に応答して通信を行った後、再び保留中の通信を行うことができるようにする機能をいいます。

(単位)

1 の契約ごとに

(料金額月額)

330円(税抜300円)

(備考)

- (1) ひかり de トーク (S) 契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、1の契約ごとに、1の機能を提供します。
- (3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

## 6 自動着信転送機能

### (区分)

利用者があらかじめ指定した端末回線について、その回線に着信する通信を自動的に端末設備のフックボタン等の操作により、他の端末回線又は契約者回線等へ転送する機能をいいます。

### (単位)

1の契約ごとに

### (料金額月額)

550円(税抜500円)

### (備考)

- (1) ひかり de トーク (S) 契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、ひかり de トーク (S) については1の契約ごとに、1の機能を提供します。
- (3) この機能に係る通話等については、発信者からこの機能を利用している端末回線への通信と、その端末回線から転送先の端末回線又は契約者回線等への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態となった時刻に双方の通信ができる状態になったものとして測定することとします。
- (4) 当社は、この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通信品質を保証しないことがあります。
- (5) 当社は、この機能に係る転送先からその転送される通信について、間違い通信であるため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申し出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。
- (6) 転送方法等当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

## 7 迷惑通信おことわり機能

### (区分)

利用者があらかじめ指定した端末回線について、迷惑通信を防止したい旨の申し出があった場合に、登録応答装置（そのひかり de トーク (S) 契約者が指定した電話番号等（当社が別に定めるものに限ります。）を登録し、その登録された電話番号等からの以後の着信に対しておことわりする旨の案内を自動的に行うために、ひかり de トーク (S) 取扱所に設置される装置をいいます。）を利用して提供する機能をいいます。

### (単位)

1の契約ごとに

(料金額月額)

660円(税抜600円)

(備考)

- (1) ひかり de トーク (S) 契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、1 の契約ごとに、1 の機能を提供します。
- (3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

## 8 発信電気通信番号通知要請機能

(区分)

利用者があらかじめ指定した端末回線について、その回線へ発信電気通信番号等が通知されない通信（通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信又は発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている契約者回線等又はその他の電気通信回線から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）その他発信者がその発信電気通信番号等を通知しない通信に限ります。）に対して、その発信電気通信番号等を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。

(単位)

1 の契約ごとに

(料金額月額)

220円(税抜200円)

(備考)

- (1) ひかり de トーク (S) 契約者に限り提供します。
- (2) 当社は、1 の端末回線ごとに、1 の機能を提供します。
- (3) 前二項のほか当該機能に係る細目事項については、当社が別に定めるところによります。

## 第2 通信料金

### 1. 適用

通信料金の適用については、第27条(通信料金の支払い義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

#### (1) 料金額の設定

通信料金の料金額は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間を併せて、当社が1のものとして定めます。

ただし、ひかり de トーク (S) に係る音声通信のうち、他社音声通信（別に定める協定事業者の電気通信サービスに係るものをいいます。以下同じとします。）についてはこの限りではありません。この場合において、当該他社音声通信の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるものとします。

## (2) 音声通信の種類

ア 音声通信には次の種類があります。

### (1) 国内通信(2)以外の音声通信

#### (2) 国際通信

ア 本邦から外国への音声通信

イ 本邦から発信し、特定衛星携帯端末（インマルサットシステムに係る移動地球局及び当社が別に定める衛星電話システムに係る衛星携帯端末をいいます。以下同じとします。）に着信する音声通信

イ 国内通信には次の種類があります。

### (1) オンネット通信

ア 端末回線相互間の音声通信

イ 端末回線から発信し、特定役務提供事業者の IP 電話サービスに係る契約者回線等（電気通信番号規則に規定する特定 IP 電話番号により識別されるものであって、特定役務提供事業者の IP 電話サービス契約約款に規定する利用契約者回線を除きます）に着信する音声通信。

ウ 特定役務提供事業者の IP 電話サービス契約約款に規定する専用契約者回線等（指定回線を除きます。）又は端末回線に着信する音声通信

エ 端末回線から発信し、特定役務提供事業者の無線利用型 IP 電話サービス契約約款に規定する無線利用回線（電気通信番号規則に規定する固定電話番号により識別されるものに限ります。）に着信する音声通信

### (2) オフネット通信

端末回線から発信する(1)オンネット通信以外の音声通信

### (3) 区域内通信、隣接区域内通信及び区域外通信の適用

当社は、ひかり de トーク (S) に係る国内通信について、次のとおり区分します。

・ 区域内通信

同一の単位料金区域（特定役務提供事業者の電話サービス等契約約款に規定する単位料金区域をいいます。以下同じとします。）内に終始する通信

・ 隣接区域内通信

1 の単位料金区域内から、その単位料金区域と隣接する単位料金区域への通信

・ 区域外通信

区域内通信及び隣接区域内通信以外の通信

(4) 通信時間の測定等

ア 通信時間は、着信者が発信者の呼び出し信号に対して応答したことを示す応答信号を受信した時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了信号を受信した時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通信時間には含みません。

(ア) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信の途中に一時音声通信ができなかった時間

(イ) 回線の故障等音声通信の発信者又は着信者の責めによらない理由により、音声通信を打ち切ったときは、その音声通信ごとに適用される料金表に規定する秒数に満たない端数の通信時間

ウ 当社は、アの規定にかかわらず、オンネット通信に係る通信時間については測定しないものとし、ます。

(5) 当社の機器の故障により通信時間が正しく算定できなかった場合の料金の取り扱い

ひかり de トーク (S) 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、ひかり de トーク (S) 契約者と協議し、その事情を参酌するものとし、ます。

ア 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあ

っては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

イ ア以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

#### (6) 通信料金の計算方法

当社は、音声通信に係る通信料金については、通信時間に基づいて計算します。

#### (7) 第2種移動体電話設備へ着信するオフネット通信に係る通信料金の適用

第2種移動体電話設備へ着信するオフネット通信に係る通信料金については、前項の規定にかかわらず、1の音声通信ごとの料金額と一定の通信時間ごとの料金額を合計した料金額を適用します。

1.

#### (8) 全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取り扱いの適用

(商品名：ホワイトコール24)

ア 当社は、ひかり de トーク (S) 契約者の申し出により、全時間帯における指定音声通信に係る通信料金の取り扱い(以下「ホワイトコール24」といいます。)を行います。

イ ホワイトコール24とは、次に定める要件を満たすことを条件に、1の契約のみに、全時間帯におけるソフトバンク株式会社の特定第1種移動体電話設備(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)に着信する国内通信(以下この欄において「指定音声通信」といいます。)について、第2通信料金の規定にかかわらず、その通信料金の支払いを要しないこととすることをいいます。

(ア) ひかり de トーク (S) 契約者又はその親族等(当社が別に定める基準を満たす者に限りま)が、ソフトバンク株式会社の携帯電話サービスに係る契約(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を締結し、別に定める割引の適用を受けること。

(イ) ひかり de トーク (S) 契約者又はその親族等(当社が別に定める基準を満たす者に限りま)が、1の契約について(ア)の規定を満たすソフトバンク株式会社の携帯電話サービスに係る契約者回線(旧ワイモバイル株式会社に係るものを除きます。)を、1以上登録すること。

ウ ホワイトコール24は、通信の料金明細内訳を記録しているひかり de トーク (S) 契約者の端末回線に限り、提供を受けることができます。

エ ホワイトコール24の適用の対象となる音声通信は、次の付加機能を利用した音声通信以外のものに限ります。

(ア) 自動着信転送機能を利用して行った端末回線からの転送先への音声通信

2. オ ホワイトコール24の適用を開始する場合においては、その申込の承諾を受けた日（申込の承諾を受けた日にひかり de トーク (S) の提供が開始されていない場合は、その提供開始日の前日とします。）を含む料金月の翌料金月（ひかり de トーク (S) 契約者から特に要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日）から開始することとし、その次料金月以降においてもひかり de トーク (S) 契約者から終了の申し込みがない限り、従前と同様の条件により、継続するものとします。ホワイトコール24の終了の申し込みがあった場合は、その終了の申込日を含む料金月の末日（ひかり de トーク (S) 契約者から特に要請があり、当社の業務上支障がないときは、その請求のあった日）まで、そのホワイトコール24を適用します。

カひかり de トーク (S) 契約者は、イ（イ）の規定により登録した契約者回線を、イに規定する要件を満たす場合において変更することができます。

キ 次のいずれかの場合にはそのホワイトコール24は終了したものと取り扱います。

(ア) ホワイトコール24の取扱いを受けているひかり de トーク (S) 契約者のひかり de トーク (S) 契約の解除があったとき。

(イ) イに規定する要件を満たさなくなったとき。

#### 1. 料金額

(1) 国内通信に係るもの

ア オフネット通信に係るもの

オンネット通信以外のもの

(区分)

ひかり de トーク (S) に係るもの

(料金額 180.0 秒までごとに)

- ・ 区域内通信 8. 7 8 9 円 (税抜 7. 9 9 円)
- ・ 隣接区域内通信 8. 7 8 9 円 (税抜 7. 9 9 円)
- ・ 区域外通信 8. 7 8 9 円 (税抜 7. 9 9 円)

イ 移動体電話設備への着信に係るもの

① 第1種移動体電話設備への着信に係るもの

(区分)

ひかり de トーク (S) に係るもの

(料金額 60.0 秒までごとに)

27.5 円 (税抜 25 円) 午前 8 時から午後 11 時まで

22 円 (税抜 20 円) 午前 0 時から午前 8 時、午後 11 時から午後 12 時

(備考)

別に定める電気通信事業者の契約約款に規定する付加機能を利用することにより特定 IP 電話設備 (協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則に規定する特定 IP 電話番号により識別される電気通信設備に限ります。以下同じとします。) に着信する通信については、この欄に規定する通信料金を適用します。

② 第2種移動体電話設備への着信に係るもの

(区分)

第2種移動体電話設備への着信に係るもの

(単位)

(料金額)

・ 1 の音声通信ごとに 11 円 (税抜 10 円)

・ 60.0 秒までごとに

11 円 (税抜 10 円)

ウ 特定 IP 電話設備への着信に係るもの

(区分)

ひかり de トーク (S) に係るもの

(料金額 180.0 秒までごとに)

8,789 円 (税抜 7,999 円)

(2) 国際通信に係るもの

#### 地域区分料金金額

(1分までごとに。ただし、アメリカ合衆国及びハワイについては、3分までごとと読み替えて適用します。)

#### アジア

国・地域	国番号	通話料金/1分(終日)
アフガニスタン	93	76円
アラブ首長国連邦	971	55円
イエメン	967	84円
イスラエル	972	31円
イラク	964	84円
イラン	98	84円
インド	91	84円
インドネシア	62	48円
オマーン	968	84円
カタール	974	84円
韓国	82	31円
カンボジア	855	48円
北朝鮮	850	44円
キプロス	357	47円
クウェート	965	84円
サウジアラビア	966	84円
シリア	963	84円
シンガポール	65	31円
スリランカ	94	76円
タイ	66	48円
台湾	886	31円
中国(香港を除く)	86	32円
ネパール	977	76円
バーレーン	973	80円
パキスタン	92	72円
バングラデシュ	880	72円
東ティモール	670	48円
フィリピン	63	40円

ブータン	975	72 円
ブルネイ	673	48 円
ベトナム	84	48 円
香港	852	31 円
マカオ	853	40 円
マレーシア	60	31 円
ミャンマー	95	48 円
モルディブ	960	72 円
モンゴル	976	48 円
ヨルダン	962	79 円
ラオス	856	48 円
レバノン	961	80 円

南・北アメリカ

国・地域	国番号	通話料金/3分（終日）
アメリカ（本土・アラスカ・ハワイ）	1	7.99 円

国・地域	国番号	通話料金/1分（終日）
アルゼンチン	54	55 円
アルバ	297	64 円
アンギラ	1	84 円
アンティグア・バーブーダ	1	80 円
ウルグアイ	598	63 円
英領バージン諸島	1	56 円
エクアドル	593	63 円
エルサルバドル	503	47 円
ガイアナ	592	84 円
カナダ	1	12 円
キューバ	53	84 円
グアテマラ	502	55 円
グアドループ島	590	80 円
グレナダ	1	84 円
ケイマン諸島	1	72 円
コスタリカ	506	39 円

コロンビア	57	47 円
サンピエール島・ミクロン島	508	52 円
ジャマイカ	1	79 円
スリナム	597	84 円
セントクリストファー・ネイビス	1	80 円
セントビンセントおよび グレナディーン諸島	1	84 円
セントルシア	1	84 円
タークス諸島・カイコス諸島	1	56 円
チリ	56	39 円
ドミニカ	1	71 円
ドミニカ共和国	1	39 円
トリニダード・トバゴ	1	56 円
ニカラグア	505	56 円
ハイチ	509	79 円
パナマ	507	56 円
バハマ	1	39 円
バミューダ島	1	52 円
パラグアイ	595	63 円
バルバドス	1	80 円
プエルトリコ	1	40 円
フォークランド諸島	500	56 円
仏領ギアナ	594	55 円
ブラジル	55	32 円
米領バージン諸島	1	22 円
ベネズエラ	58	55 円
ベリーズ	501	56 円
ペルー	51	56 円
ボリビア	591	56 円
ホンジュラス	504	56 円
マルチニーク島	596	56 円
メキシコ	52	39 円
モンセラット	1	80 円
蘭領アンティル	599	39 円

蘭領セント・マーティン	1	39 円
-------------	---	------

ヨーロッパ

国・地域	国番号	通話料金/1分（終日）
アイスランド	354	31 円
アイルランド	353	23 円
アゼルバイジャン	994	72 円
アゾレス諸島	351	39 円
アルバニア	355	47 円
アルメニア	374	71 円
アンドラ	376	24 円
イギリス	44	23 円
イタリア	39	23 円
ヴァチカン市国	39	23 円
ウクライナ	380	55 円
ウズベキスタン	998	71 円
エストニア	372	39 円
オーストリア	43	31 円
オランダ	31	23 円
カザフスタン	7	72 円
カナリー諸島	34	31 円
ギリシャ	30	39 円
キルギス	996	72 円
グリーンランド	299	55 円
ジョージア	995	71 円
クロアチア	385	55 円
コソボ	383	55 円
サンマリノ	378	64 円
ジブラルタル	350	47 円
スイス	41	23 円
スウェーデン	46	23 円
スペイン	34	31 円
スロバキア	421	47 円
セルビア	381	55 円
タジキスタン	992	63 円

チェコ	420	47 円
デンマーク	45	31 円
ドイツ	49	23 円
トルクメニスタン	993	64 円
トルコ	90	47 円
ノルウェー	47	23 円
ハンガリー	36	39 円
フィンランド	358	23 円
フェロー諸島	298	64 円
フランス	33	23 円
ブルガリア	359	55 円
ベラルーシ	375	64 円
ベルギー	32	23 円
ポーランド	48	44 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	64 円
ポルトガル	351	39 円
マケドニア	389	64 円
マデイラ諸島	351	39 円
マルタ	356	48 円
モナコ	377	24 円
モルドバ	373	64 円
モンテネグロ	382	55 円
ラトビア	371	64 円
リトアニア	370	64 円
リヒテンシュタイン	423	31 円
ルーマニア	40	63 円
ルクセンブルク	352	39 円
ロシア	7	47 円

オセアニア

国・地域	国番号	通話料金/1分(終日)
オーストラリア	61	23 円
キリバス	686	52 円
グアム	1	20 円
クック諸島	682	52 円

クリスマス島	61	44 円
ココス諸島	61	44 円
サイパン	1	31 円
サモア独立国	685	52 円
ソロモン諸島	677	52 円
ツバル	688	52 円
トケラウ諸島	690	52 円
トンガ	676	52 円
ナウル	674	52 円
ニウエ	683	52 円
ニューカレドニア	687	52 円
ニュージーランド	64	28 円
ノーフォーク島	672	52 円
バヌアツ	678	52 円
パプアニューギニア	675	52 円
パラオ	680	47 円
フィジー	679	52 円
仏領ポリネシア	689	52 円
米領サモア	1	52 円
マーシャル諸島	692	52 円
ミクロネシア	691	52 円
ワリス・フテュナ諸島	681	220 円

アフリカ

国・地域	国番号	通話料金/1分（終日）
アセンション島	247	80 円
アルジェリア	213	47 円
アンゴラ	244	48 円
ウガンダ	256	55 円
エジプト	20	80 円
エスワティニ	268	47 円
エチオピア	251	80 円
エリトリア	291	80 円
ガーナ	233	72 円
カーボベルデ	238	80 円

ガボン	241	72 円
カメルーン	237	80 円
ガンビア	220	71 円
ギニア	224	72 円
ギニアビサウ	245	72 円
ケニア	254	79 円
コートジボワール	225	80 円
コモロ	269	80 円
コンゴ	242	71 円
コンゴ民主共和国	243	80 円
サントメ・プリンシペ	239	80 円
ザンビア	260	71 円
シエラレオネ	232	80 円
ジブチ	253	80 円
ジンバブエ	263	72 円
スーダン	249	71 円
南スーダン	211	71 円
赤道ギニア	240	72 円
セネガル	221	80 円
セントヘレナ島	290	80 円
ソマリア	252	72 円
タンザニア	255	80 円
チャド	235	72 円
中央アフリカ	236	72 円
チュニジア	216	71 円
ディエゴ・ガルシア	246	48 円
トーゴ	228	79 円
ナイジェリア	234	80 円
ナミビア	264	80 円
ニジェール	227	71 円
ブルキナファソ	226	80 円
ブルンジ	257	71 円
ベナン	229	80 円
ボツワナ	267	80 円
マイヨット島	262	80 円

マダガスカル	261	72 円
マラウイ	265	71 円
マリ	223	47 円
南アフリカ	27	76 円
モーリシャス	230	72 円
モーリタニア	222	80 円
モザンビーク	258	80 円
モロッコ	212	72 円
リビア	218	72 円
リベリア	231	79 円
ルワンダ	250	80 円
レソト	266	72 円
レユニオン	262	72 円

#### 衛星携帯電話

	海域番号	通話料金/1分（終日）
イリジウム	8816 8817	530 円
インマルサット B	870	380 円
インマルサット M	870	380 円
インマルサットミニ M/Fleet/BGAN	870	280 円
スラヤー衛星携帯電話	88216	270 円

#### 第1表 料金

##### 第1 工事費（附帯サービスに関するものを除きます。）

##### 1. 1 適用

ひかり de トーク (S) に関する工事費の適用については、第29条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

##### (1) 工事費の算定

工事費は、工事を要することとなるひかり de トーク (S) 取扱所の交換機操作台等において行う1の工事ごとに算定します。

##### (2) 工事の適用区分

ひかり de トーク (S) に係る工事の区分は次のとおりとします。

#### 工事の区分適用

##### ① 端末回線の設置に係る工事

端末回線の設置の場合に適用します。

##### ② ひかり de トーク (S) の利用の一時中断に係る工事

ひかり de トーク (S) の利用の一時中断の場合に適用します。

##### ③ 利用の一時中断をしたひかり de トーク (S) の再利用に係る工事

ひかり de トーク (S) の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

##### ④ ひかり de トーク (S) 契約の解除に係る工事

ひかり de トーク (S) 契約の解除の場合に適用します。

##### ⑤ 番号ポータビリティに係る工事

端末回線の設置の場合を除き、一般番号ポータビリティに係る工事を行う場合に適用します。

##### (3) 複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の適用

当社は、ひかり de トーク (S) に係る付加機能について、料金表第 1 表第 1 (月額料金) に規定する複数の付加機能を同時に利用している場合の工事費の額については、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、1 の指定付加機能の組み合わせごとに 1,100 円 (税抜 1,000 円) とします。

## 2. 工事費の額

### (1) ひかり de トーク (S) に係るもの

(工事費の種別)

#### ① 端末回線の設置に係る工事

単位

1 契約ごとに

工事費の額

16,500 円 (税抜 15,000 円)

#### ② ひかり de トーク (S) の利用の一時中断に係る工事

1 契約ごとに 1,100 円 (税抜 1,000 円)

#### ③ ひかり de トーク (S) 契約の解除に係る工事

1 契約ごとに 1,100 円 (税抜 1,000 円)

#### ④ 番号ポータビリティに係る工事

1の音声通信番号ごとに 1,650円1,620円(税抜1,500円)

備考

ひかり de トーク (S) の利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係るひかり de トーク (S) 取扱所内工事費を含むものとします。

ひかり de トーク (S) 契約の解除に係る工事費及び番号ポータビリティに係る工事費については令和4年6月30日までに、ひかり de トーク (S) 契約を締結している場合に限り適用します。

(2)基本機能及び付加機能に係るもの

基本機能及び付加機能の利用開始に関する工事

発信電気通信番号表示機能

1の工事ごとに

1,100円(税抜1,000円)

迷惑通信おことわり機能

1の工事ごとに

1,100円(税抜1,000円)

発信電気通信番号通知要請機能

1の工事ごとに

1,100円(税抜1,000円)

附則 令和4年10月1日より適用します。

3. 別紙 他の電気通信事業者との利用契約の締結に係る協定事業者等

(事業者の名称)

KDD I 株式会社

(契約の種類)

カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約

(契約約款の名称)

電話サービス等契約約款